

第128回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	報告事項 議事1 横浜市都市美対策審議会 代理者の指名について（報告） 議事2 各部会の開催状況について（報告） 議事3 都市デザインの広報について（報告） 議事4 その他
日 時	令和2年8月18日（火）午後2時00分から午後4時20分まで
開催場所	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
出席者 （敬称略）	委 員：西村幸夫、大西晴之、国吉直行、小林徹、関和明、中島美紅、野原卓、福岡孝則、矢澤夏子 幹 事：目黒 享（政策局長代理 政策部政策担当部長） 遠藤 賢也（環境創造局長代理 政策調整部長） 曾根 進（建築局長代理 企画部企画課長） 桐山 大介（道路局長代理 計画調整部企画課長） 落合 明正（港湾局長代理 みなと賑わい振興部長） 小池 政則（都市整備局長） 書 記：堀田 和宏（都市整備局企画部長） 榊原 純（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山 祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 吉田 和重（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
欠席者 （敬称略）	委 員：加茂紀和子、真田純子、鈴木智恵子、山家京子
開催形態	公開（一部非公開、傍聴者：0名）
決定事項	
議 事	（西村会長） まずは会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。 （梶山書記） 本日、議事2の「各部会の開催状況について」の中で、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第6号「市の事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、同31条3項に基づき非公開とした審議案件が含まれております。この部分につきましては、引き続き非公開とし、傍聴人退席後にご報告させていただきたいと思います。 その他の議事につきましては、同条例第31条に基づき公開とします。 （西村会長） ありがとうございました。ということで、今のように事務局から非公開の提案がありましたけれども、よろしいでしょうか。 <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> （西村会長） ありがとうございます。それでは、議事2の該当案件については横浜市都市美対策審議会運営要領第11条に基づき非公開とし、傍聴人退出後に報告いただくことにしたいと思います。では、非公開案件については最後に報告を受けるという形で、順番を変えたいと思います。 （1）横浜市都市美対策審議会 代理者の指名について（報告） （西村会長） 事務局から議事1の説明をお願いしたいと思います。 議事1について、事務局から説明を行った。 （西村会長） ありがとうございます。代理者の指名につきまして、何かありますか。よろしいですか。 それでは、事務局資料のとおり代理者を指名することとしたいと思います。ありがとうございます。それでは、次の議事に移ります。

(2) 各部会の開催状況について (報告)

(西村会長)

議事2は、各部会の開催状況についてということでもあります。前回、127回の審議会開催以降に開催されました各部会の開催状況について、報告をお願いしたいと思います。なお、運営要領に基づきまして部会長が報告するというようになっておりますけれども、事務局からまず概要を報告していただいて、その後、補足をコメントしていただくという形で進めてよろしいでしょうか。それでは、そういうふうにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局からまず報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議事2について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

ありがとうございます。それでは、景観審査部会の国吉部会長と表彰広報部会の関部会長のほうで補足があればと思いますが、国吉部会長から。

(国吉委員)

景観審査部会では、先ほど事務局から説明がありましたように11件の審議あるいは報告という感じで付議されております。その中には、ストリートファニチャー的な都市の装置みたいなものも結構ありまして、今年がオリンピック開催ということもあって、それに対する来街者を迎える利便性を高めるといいますか、街の案内サインあるいは新しい交通システムとか、そういったものを少し強化しようという視点からの施設づくり、あるいはそういうものが進められていって、一部それを民間の事業によって進めるということが多かったわけです。その中でも、従来の横浜が持っていた景観の質をどれだけ維持しながらできるのかといったことが、やはり一番重要だったと思います。広告付きの案内板について、あるいはこれにWi-Fiの機能がついたり、こういった施設も民間の事業を利用しながら積極的に進めているということが非常に重要なことだということをつきつ、特に関内地区周辺ではこれまで非常に景観を重視して、一部地域でもやめていたところがあったり、そういうところをご理解いただくためにはどうするかとか、そういったことが非常に議論されました。比較的最小とみらい周辺は道幅も広くて、新しい施設にも割と合いそうなのですが、関内地区については歴史的な景観との関係が一番重要だったということです。しかも、非常にうまく置けない場所もあるのではないかなというようなことがあったので、景観アドバイザーとして私が指名されて、現場で立ち会いながら、なるべく歴史的景観、関内地区の良さを維持しながら、かつ、分かりやすさも大事にしながら、それをどの辺で妥協するのかというのが非常に難しかったのですが、そういうことを事務局あるいは建設事業予定者と一緒に現場を回ってやってきたということでございます。それから、光の量についても、デジタル化するのですが、最小とみらいの場合と関内地区の場合で、同じ白っぽい色でも少し輝度を落とすとかいうことで、少し輝度を落としても関内地区の場合はよく見えるということがありますので、街周辺との対話によって相手側も少し変えていくとか、そういうのも現場を見ながらやっていったということがございます。

それから、マリントワーにつきましては短期的なものでありまして、こういうコロナの時代になって、横浜も人が街に出てなくなると、こういった演出も大事なと逆に思ったりして、少しコロナに対しての病院関係者の応援というのも含めてですけれども、街が何となく静かになり過ぎているところの中で、マリントワーが少し光る、演出されるというのもいいのではないかなと。これは、12月までに1回見て、もう一回検証しましょうということをやっていますので、現場でも審査部会の意見を聴きながら実験しておりますが、これはチャレンジということで少し温かく見ていこうかと思っています。

それから、施設系について街区があるのですが、通常の建築指導みたいなものはあるのですけれども、その中で最小とみらいの、ここでいうと資料2景-4で、52、53、54街区の群造形の在り方というページがあります。この街区の新しいビルの計画づくりが、審査部会で長い間議論されてきました。それで、十分議論されてきたのですが、その中で一番最後に残ったのは、やはり中央の軸。これは日産のビルからグランモールにつながる軸線上にありまして、グランモールとつなぐところにあります。2階レベルにデッキが連なって、次のページを見ていただくと平面図があるのですが、大きなデッキの上の広場、それから地上の広場、2つの広場があるのですけれども、やはり最後まで一番大きい議論になったのは、デッキの広場のつくり方、それから地上部のデッキのつくり方、あるいは途

中にある階段状の広場のつくり方等でありました。緑系の緑地も含めた計画について、まだ最終的なものとはなっておりません。まだ議論中でございます。ここについては、私が景観アドバイザーとして議論には何回も加わっております。

そのほかは、来られるときにご覧になった桜木町の駅前からの空中ロープウェイです。この事業については、今着々進行しております。これは景観審査部会の現メンバーになる前から議論されていた内容でございますが、基本的には新港地区のデザインコンセプトの中で、赤レンガとの調和とか、桜木町のほうですとモダンな中央地区のコンセプトがあるわけですが、そういった議論の中で、地区ごとに合わせるのではなくて、全体をこれは新しい装置だということで、シンプルなモダンなものにしようと。どちらかの街に調和するというのはあまり意識しないで、これ自体がやはり時代の新しい交通システムというふうに演出していきましょうということで、シルバー系のもので色彩をそろえていくということでございました。議論の途中では、海上に立つ支柱のデザインとか、水上に来る基礎が幾つかあるのですが、ここも行政側のデザイン室とかそういうところが加わって、その後協議してもらったと思いますけれども、こういうふうなできるだけ柔らかな感じで基礎を造っていくということなども工夫されております。

あと、地区の計画として、資料2景-7という東横浜の計画等がございます。これはまだ、細かいデザインについてはこれからだと思います。

それから、次の新港地区の新しい合同庁舎については、できるだけあまり庁舎らしくしないでほしいという、詰め込んだ合同庁舎なのですが、その中で少し分節化を図ってくるとか、万国橋通りに少し賑わいをつくってくるとかです。一番大きかったのは、当初は水際空間が水辺に面して単なる壁だったのですが、これは困るということで、こちらにちゃんと人の歩ける楽しい空間を設けてくださいということで、駐車場の裏の壁というふうになっていたのをやめていただいて、ロビー空間をそちらに設けるとか、上のデッキとの連携も図るというようなことで、かなりその後、部会の意見を都心再生課とか都市デザイン室のほうで指導して、協力してやっていただいたと考えております。

それから、最後の藤が丘については、先ほど事務局から申し上げましたが、全く駄目だということです。大きな病院を造るということで、病院は大事なのですが、そのためだけで、周りの環境的な工夫をこれだけやるのだったらもっと頑張るべきだということで、途中によく分からない空中デッキがあったり、以前公園があったところに病院を造るわけですが、その真ん中にある公共空間が全部台なしになってしまう割には次の空間があまり豊かでないということで、それは再検討いただきたいということでお願いしているということでございます。以上で補足を終わります。

(西村会長)

ありがとうございます。質疑は3人の部会長の補足説明が終わってからお願いしたいと思います。それでは、関部会長、何かありますか。

(関委員)

表彰広報部会です。第10回横浜・人・まち・デザイン賞の募集をかけるということで、昨年11月と、今年の1月はもう一つの地域まちづくり部門のメンバーと合同部会をして、5月から募集に入るということでしたが、先ほど説明がありましたけれども、コロナウイルス感染症の影響ということで、この事業そのものが1年間延期ということになってしまいました。大変残念ですが、致し方ない事情だと思います。

これは10回目になるのですが、まちなみ景観部門で受賞された対象が区ごとに分類されていたのですが、いまだに全然受賞したことがない区もあるということで、それはどうしたものかみたいなことは話題になりました。ご説明にもありましたけれども、特別に別枠を設けてというようなことはやらずに、それぞれの地域の事情も特性もあると思いますので、今後もその地域の中で愛着を持って、また美しい景観をつくられたものが出てくることを期待したいということで、従来どおりの公募の仕方にしております。

1年間ということですが、当初こちらのまちなみ景観に関しては、書面での応募とか、個票という、応募されてきた案件1件当たりA3判1枚の資料を事務局でつくっていただくとか、それから、その個票を見て各メンバーがセレクトしたものを約10件程度現地調査するというのが年末にやられていました。そういうことであれば特に密集してということはないと思いますが、同時にあります地域まちづくり部門はヒアリングなどもする審査の仕方をしておりますので、無理をすることはないので1年間延期。来年、今回延期した分を含めたたくさんの応募があればいいかと思っておりますので、私からの報告としては以上です。ほかの部会のメンバーの方から何か補足とかがありましたら。1月に合同部会でお会いして以来、全然連絡を取っていませんので、もし何か補足がありましたら

ら、ほかの部会のメンバーからも発言いただければと思います。私からは以上です。

(西村会長)

またあれば後でお願いいたします。

もう一つは政策検討部会ですが、私が部会長なので少し補足したいと思います。先ほどのA3判の資料、資料2政-1というところで、今となってはもう旧市庁舎街区なのですが、事業予定者決定についてというのがあります。これについて若干補足したいと思います。

これはご承知のとおり、ここに対して事業者にもコンソーシアムを組んでもらって、建物だけでなく中身も提案してもらって、それを選ぶということの中で、具体的に都市デザインとしてどういう対応をしていくかということを経験してきたわけですが、私はこれをずっと、政策検討部会でもそうでしたし、ここの親会でも2度、3度と議論させていただきましたが、すごく横浜らしいと感じておりました。つまり、横浜の都市デザインは創造的協議ということを行っているわけです。クリエイティブな協議をやるということなのですが、これは割とそういうことをちゃんとやってこられたと感じております。この都市美対策審議会でも2度、3度と議論させていただきましたが、ここを提案してもらうに当たって、関内駅周辺地区のエリアコンセプトブックというものをつくって、その中身をここで議論していただいたわけですが、ここで事業をやるときにどういうふうに考えてほしいかということに関して、考え方を事業者に提起しているわけです。こういう非常に大きな土地があって、事業コンペをやるときには、考え方は大きく2つに分かれます。1つは、割とフリーハンドで、事業者が一番やりやすいようにということで、あまり制約をかけずにいろいろなことをやれるようにして、そしてその中で一番いいものを選ぶというふうにするスタイル。それから、最初から非常に細かいルールを決めて、そのルールの中でいろいろやってもらって、その中で一番クリアしているものを選ぶという、両極端な考え方があるのですが、そのちょうど中間なのです。例えば、旧市庁舎の建物そのものに対して、絶対守りなさいとも言っていないのです。高さに関しても様々な考え方があると。そのそれぞれに関して、エリアコンセプトブックの中にどう考えればいいのかということが書いてあるのです。そして、そこで選ばれた案は、結果的に旧市庁舎の建物は現地で保存すると。高さ的にも高層ビルのようになっておりますが、もっと高い計画もあったわけです。決まったら、今度はそれに合わせて景観計画も見直しましょうということになっているのです。それも、地区の取り方なども含めてやったということで、事業者側のアイデアと、それをやるためのある種の条件を満たしながら、しかし、そこには市としての考え方もしっかりと踏まえてもらうというやり取りの中で、景観計画も変えているということになっているのです。これはまさにクリエイティブな対話ができているのかなと思っております。

選ぶのはまた別の委員会で選んでいただいているので、我々が選んでいるわけではないのですが、選ばれたものに関してこういう形でやり取りがあったということでもあります。なので、その意味ではいろいろなところで都市デザインのコントロールというのが、日本の国内でもいろいろなやり方でやられていますが、こういうふうにかッチボールをするようにやられているというのはあまり多くないので、その意味では非常に横浜らしいことができたかなというのが私の印象であります。

そこまでで一応補足説明は終わりなのですが、何かここで質問でも構いませんので、あれば頂きたいと思います。どの案件でも構いません。いかがでしょうか。どうぞ、大西委員、お願いします。

(大西委員)

質問とかそういうこととはちょっとずれてしまうかもしれませんが、このところ思いもかけないような新型コロナウイルスの影響が、いつ収束するのか見通しも立たない。ただ、経済も早く立ち直ってもらわないと、非常に影響が大きいということなわけでございます。ただ、なかなか薬にしてももろもろにしても見通しが立たない中で、非常に大きなプロジェクトというか新しい計画もあって、各部会で審議をしていただいたわけですが、当初のこういう審議にかかる前のスケジュールとかそういうものと、今後、経済状況や何かの大きな変化などによってスケジュール的に大幅な変更が出てきたときに、今回認可されたような内容が、短期のときにはそんなに変わることはないと思うのですが、経済もV字回復しないということで数年単位でスケジュールが変わってきた場合に、スライドして済むというような理解でよろしいのでしょうか。

(梶山書記)

先ほどマリントワーの件でもちょっとあったのですが、やはりコロナの影響によって計画が変わってくるものもございまして。スケジュールですとか、そういったところだけでしたら特に新しい審議というのは必要ないと思うのですが、計画の内容自体が変わってくるというものがございましたら、引き続きこちらで審議が必要になるものも出てくるかと思っております。

(大西委員)

分かりました。

(西村会長)

ほかはいかがでしょうか。どうぞ、福岡委員、お願いします。

(福岡委員)

東京農業大学の福岡です。個別の質問ではないのですが、先ほどの質問に少し続くような形で、これから様々な開発案件の審議であったり、都市整備も継続はしていくと思うのですが、一方でいろいろな自治体で、賑わいという言葉自体、今まで賑わい施設とか賑わい広場とやってきたものを、じゃあこれからどうするんだという議論が、もう既にいろいろな計画部会であったり、審査案件でも起きてきています。今、一過性の課題であるとはいえ、一方でこれは横浜市全体の都市デザイン行政としてこれからどういうふうにして、オープンスペースもそうですが、どうやって捉えていくかみたいな庁内の方針というか、我々も限られた時間で部会に参加する中で、じゃあ何をよりどころにこういった議論をしていくかといったときに、屋外空間も含めて都市デザインの中でどういうふうにしてコロナに向き合っていくかみたいな議論や骨子、国交省などはもうすぐ出すという話ですけれども、何かそういう検討みたいなものは進んでいるのかどうかお聞きしたいなど。全体からは外れてしまうのですが、少し気になったので、もし何かあれば教えてください。

(梶山書記)

まだ具体的にこういった議論が進んでいるという状況ではないのですが、実際にいろいろと公共空間ですとか、そういったところを活用した賑わい形成事業というのは前々から進んでいたところはありますけれども、そういったものを具体的に実施するときにはどういった形でやっていったらいいかということは、個別の議論の中でかなり進んできております。そういったものを集めて、必要であれば、先ほどもちょっとご説明があったかと思いますが、こういった都市美対策審議会ですとか、そういったところの議論も必要かと思っておりますので、まずは今、いろいろと個別の議論を集めているというところがございます。例えば、国がやっております道路占用許可の緩和などもありますので、そういった事例は横浜もかなり進んできているところがありますし、あと、公開空地の活用などもそれに合わせて検討しておりますので、その中で今後の賑わいの在り方ですとか、そういったところについては引き続き議論を進めさせていただいて、こちらでもご意見を頂くという機会を設けさせていただきたいと思っております。

(福岡委員)

ありがとうございます。

(西村会長)

ありがとうございます。

非常に悩ましい、しかし重要な問題ですよ。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 都市デザインの広報について (報告)

(西村会長)

では、次の議題に移りたいと思います。次は議事3で都市デザインの広報についてということですので。これも事務局からお願いしたいと思います。

議事3について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

ありがとうございます。この件に関して何かありますでしょうか。よろしいですか。

(4) その他

(西村会長)

それでは、次に行きます。議事4はその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

(梶山書記)

特にございません。

(西村会長)

それでは、冒頭に確認しましたとおり、最後に回しました非公開案件に移りたいと思います。

非公開案件について、事務局から説明を行った。

(西村会長)

ありがとうございます。それでは、何か質問があれば。確認ですが、別紙2の方向性のものは、もうすぐパブコメが終わって、最終版というのはもうすぐ公になるというものなのでしょうか。

(梶山書記)

事務局から答えさせていただきます。

(IR推進課)

今、お話にありました方向性ですが、パブリックコメント自体は終了いたしましたし、案を6月に市会でご報告させていただいたところです。これを踏まえまして、最終版としては8月の、これから出していくという形になっております。

(西村会長)

それでは、案が取れて、これは公になるわけですね。誰でも見れるものに。

(IR推進課)

はい。そうなります。

(西村会長)

その中に景観の部分があって、景観の部分に関してはこの場でもご報告しましたし、審議をしていただいたと。というか、流会になったので、ご報告はしましたよねということになっているわけです。IRのデザインノートに関しては、これは事業者に渡すものなので、特にパブリックに広く流布されるものではないという位置づけでいいのでしょうか。

(IR推進課)

こちらにつきましては、A3判の資料の右上にありますとおり、方向性と景観デザインノートの位置づけというところで、左に紙の束の絵がございますけれども、方向性、それから実施方針というのがございます。実施方針といいますのは、事業者を公募するに当たっての市の考えということで、こちらを出していくわけですが、この中身にプラスして、右側にあります事業者に提示する景観デザインノートということで、施設提案の際に事業者が考えるべき事項や視点を取りまとめて、基本的に事業者に提示していくものという位置づけになります。

(西村会長)

ありがとうございます。このデザインノートに関しては、政策検討部会で議論してきたわけですが、親会にかけるのは今回初めてということになるのですか。

(梶山書記)

親会のほうの報告としましては、3月の親会でご報告させていただこうと思っていたのですが、こちらが流会という形になりましたので、一応情報だけ4月の時点でお送りさせていただいておりますけれども、説明としては初めてという状況になります。

(西村会長)

ということですので、ご質問もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。どうぞ、野原委員、お願ひします。

(野原委員)

2点あります。1点は、方向性の48ページ、デザインノートでいうと11ページにあるのですが、今回、IRというタイトルがついていてこうなっていますけれども、基本的には山下ふ頭の方針という側面もある中で、インナーハーバー全体との関係がすごく重要ではないかと思っています。山下ふ頭がある種の第1弾、新港ふ頭などが第1弾かもしれないのですが、要は機能が変わってきた中で、新しくどういうふうにしていくかという場所であるという意味では、今後こういうことがほかのふ頭とかで将来的に動いていった中でも共通する部分とか、在り方というのがあるような気もしています。なので、ここ云々という話もあるのですが、やはり将来的に見据えたときの、まさに臨海部といひますか、ふ頭も含めた全体の在り方ということに対して、ここに考えましようとは書いてあるのですが、どうしましようとはほとんど書いていないというか。インナーハーバーを見なさいと書いてあるのですが、見たらどうすればいいのかなというのが分からないようなところもあるので、もう少し具体的に、この山下ふ頭の在り方も含めて、インナーハーバーエリアの改変というのをどういうふうにしていくかということがもう少し議論されていくといいと思ひますし、逆に、本当はもう一方踏み込んで、どういうふうにするところをつくっていくべきかというのを示せると、具体的に何をしましようといったときに出せる中身がないと、やり取りもすごくしにくいという気もしています。

そういう意味で、ファンクションが何であるかというのもあるのですが、そもそも臨海部というこのふ頭部分、インナーハーバーをどういうふうにしていくのかという、大きなランドデザインみたいなものも併せて、これがうまく活用できるようになるといいのかなと思ったというのが1点です。

もう一点は、昨今、エリアコンセプトブックも含めて、いろいろなこの辺の技術開発といったらあれですが、微妙にタイトルは違いますけれども、景観デザインノートというツールを使って、まさに先ほど会長がおっしゃった創造的協議をいうのをどうやって進化させていくかというトライアルでもあるのではないかと思います。例えば、これに基づいたワークというところとあれですが、ほかの自治体さんだと景観協議をするときに、まず自分の敷地のぐるっと一周の写真を撮ってきて、見てきて、出して、それを見てやり取りしなさいみたいなところもあつたりします。なので、守る守らないとか以前にこれを受け止めて、例えば先ほどのアイデアのうちのこういうところを生かしたり、ここの背景を読み込んでこういう提案をしてきましたとか、何かこれをうまく生かすアクションみたいなことをできるようなやり取りの形ができると、ルールを守る守らないでもないし、何かこういうものをうまく生かした使い方みたいなものができるのではないかという気がしました。これを受けて、事業者さんはどう考えたかというのを、中身を誘導というよりはやり方を誘導できるようなワークの在り方みたいな、ワークシートみたいなものをつけるとか、そういう工夫があってもいいのではないかと思います。

(西村会長)

幾つかコメントをもらってから答えてもらいましょうか。1個1個答えると考える時間がないですからね。それでは、小林委員、どうぞ。

(小林委員)

小林でございます。多分、昔からいろいろご議論なさっていて、計画が進んでいる中で途中から飛び乗っているような感じの質問になってしまうかと思いますが、みなとみらい地区とか関内地区とかの状況から比べると、今の山下ふ頭のところはかなり違和感があるということだと思うのです。全体計画としての横浜のインナーハーバーの中で何が必要なのか。その中で、ここが変わらなければいけないというところがよく分からないので、そのあたりのご説明をいただければと思う次第です。

(西村会長)

ご質問なので、ここまで答えてもらいましょうか。いかがでしょう。インナーハーバーの全体像との関係はどうなっているのかというのと、具体的に、もしこれが開発されるとするときに、何をやらなければいけないかみたいな手がかりをどういうふうにするのかというご質問だと思います。何かあれば。

(IR推進課)

幾つか方向性のご質問いただきましたけれども、48ページにインナーハーバー圏も含めた景観デザインのことがございます。まず、1点目のインナーハーバーの位置づけというところは、山下ふ頭としても重要視していかなければならないというところです。まさにコンセプトの2番のところ、インナーハーバーの一員として横浜の都市づくりの新たな1ページをつくるということで、インナーハーバー全体を見渡した中での山下ふ頭、本文中になります。山下ふ頭とこれまでの街並みの個性が対比しながら引き立て合うといったようなことで、これまでの街もちゃんと踏まえた中で、山下ふ頭の在り方を考えてくださいということを記しているところです。ここに全体のビジョンとして何を求めていくかというところが一つございますが、1ページ戻っていただいて、例えば47ページの中で、都心臨海部再生マスタープランということで、各都心臨海部の街の中のそれぞれの位置づけですとか、そういったものを議論して、こここのところに交流やエンターテインメントといったような機能が必要なのではないかという議論や、過去の山下ふ頭の開発基本計画ですとか、こういったものを踏まえて今、山下ふ頭にIRを誘致するといった流れになっています。委員がおっしゃるとおり、インナーハーバー全体、この次をどうするのかとか、全体としてどうしていくのかというのは今後の課題でもあるのかなと考えています。

それから、景観デザインノートに関しまして、これをどのように活用していくかというところは、まさに我々も工夫が必要な部分だと思います。実施方針というものを示してまいりまして、この景観デザインノートを事業者に提示して、このデザインノートを基にやり取りをしてまいりますので、そのやり方については工夫していければと思っています。

インナーハーバーについては、1点目と同じですので、一旦、回答は以上とします。

(西村会長)

ありがとうございます。それでは、ほかに続けてご質問やご意見があればと思います。いかがでし

ようか。福岡委員、お願いします。

(福岡委員)

ありがとうございます。私も個別ヒアリングに少し参加させていただいたのですが、このIR景観デザインノートの例えば18ページを拝見していると、コンセプトを具現化するためのアイデア、コンセプト1となった中にアイデアが次のページからアイデア⑥まで入っています。例えば、事業者の立場で考えたときに、先ほどの野原先生の質問とちょっと重なってくるのですが、このコンセプト1の③と④にはこう配慮していますみたいな使い方をするとすると、コンセプト1の前に景観デザインの構造というか、どういうふうにしてこのコンセプトがあって、その中にアイデアがひもづいているのだけれども、それがどういうふうにして組み合わさって全体になっているかというところが、なかなか図にするのは難しいかもしれませんが、上位計画を具現化するためのアイデアの⑰と⑱の間にもう少しこの4つのコンセプトと、アイデアというのはそれにひもづいたアイデアだとは思いますが、それをアイデア①、②、③、④と書いてしまうと分かりにくいのです。アイデア一つ一つに例えばもう少し短めのタイトルがつくとか、⑰と⑱の間に少し全体を俯瞰できるような、こういうふうに使ってくださいということが示されるといいのかなと思いました。例えば、20ページのアイデア③というのは、短期的に刺激的なものではなく云々と書いてあるのですが、これはもうちょっと簡単に言うと、例えば、日常的な公共空間の魅力と防減災を両立させるデザインとか、気候変動に適應した屋外公共空間のデザインみたいな話だと思うのです。これは防潮堤として水のラインをかき上げしていて、そのインフラを少しかさ上げした上で都市公園になっていて、BIG Uと言われているのですが、実際この3分の1ぐらいしかできなくて、今その最初の部分だけ、公園局も大分お金を入れて再整備をしています。この中にも触れられていますが、横浜の水際は結構高潮とか海面上昇とか、そういったリスクもあるところなので、③なども結構大事な話なのですが、この伝え方だと分かりにくいかなと思ったので、もうちょっとストレートにキャッチをつけて、全体が見えるようにしてあげてもいいのかなと思いました。これを実際に使っていくときに、事業者としてシミュレーションしてみたら、こういうふうに使ってほしいというのが見えてくると、さらにすばらしいかなと思いました。

(西村会長)

また幾つかご意見を頂いて、もし答えられることがあったらと思います。いかがでしょうか。

私のほうからも確認なのですが、今回は普通の開発と違ってIRは全体を一まとめに、1つの事業者が全部やってしまうのですよね。ですから、状況がかなり普通と違う。普通だったら、描いた中のある部分から少しずつ実現していくということになっているのだけれども、全体をやるという意味で言うと状況がかなり違ってきているので、こちら側としてどういう体制でいくかという、体制の在り方もかなり通常とはやり方が変わらざるを得ないかなという感じも若干しています。それと、今のお話とちょっと絡みますが、こういうものが見せ方ですよ。つまり、事業者側としてはそこも含めて全部の土地を全部デザインして一挙に持ってくるということになるわけなので、その辺との関係ですよ。あまり質問ではないので、答えるということでもないのですが、何かもし付け加えて発言があればと思います。

(IR推進課)

ありがとうございます。このアイデアの列挙の仕方については、中でも随分議論いたしました。17ページにありますアイデアの下に視点と要素ということで、都市的、ランドスケープ的な視点から建築、アイレベル、それから要素として、環境/緑化/水辺、横浜らしさ、交通といったようなことをそれぞれ挙げていますが、例えばこの3×3、細かく分ければもっとなのですが、こういったものの中でどういったアイデアが挙げられるかというものをマトリックスにして、まずはアイデアをコンセプトに限らず並べて議論をしてきております。示し方として、やはり核になる部分というのが、繰り返しになりますが、景観デザインノートでいうと4ページの部分、こちらの4つのコンセプトというのは軸になるものですので、コンセプト1が、長く愛され、何度も訪れたいくなるという普遍性ですとかそういった、いたずらに刺激的なものでないということを求めていくところ。2番目がインナーハーバーの一員としてということで、全体の中の山下ふ頭という視点です。それから3点目が、山下ふ頭だからできる景観体験ということで、逆にこの山下ふ頭が新たに一体開発される中で、新しい体験ですとか、中から見た外の風景ですとか、そういったもの。それから4番目として、世界に横浜を魅せるということで、コンセプトをこの4つの軸に決めました。アイデアもやはり内容によって1から4にきれいに分かれるものではないと思っておりますが、一旦はこの1から4の軸を示し、この中で割り振りをさせていただくのが事業者への伝え方としてはいいのではないかなと思っていて、こういう

ふうに整理してあります。当然またがるものもございますし、趣旨の議論を重ねながらと思っておりますので、これをベースに事業者と密に意見交換ができれば、先ほどの工夫をしていきたいと思っております。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。国吉委員、お願いします。

(国吉委員)

複数事業者が関係してくるのではないかと感じるわけですが、これは事業コンペのときの参考資料というか、絶対条件ではないと私は思っています。参考資料としてくださいみたいな感じで提案するのですが、最終的にその事業者側の解釈とアイデアが、これからまたさらに外れた提案もあっていいわけですね。それが、より横浜にとってクオリティーのあるものになるかどうかとか、そうやって出てくるものにも期待しているわけではないかと思うのです。一番難しいのは、事前の協議のところで横浜市サイドがどれだけ議論して相手から引き出すのか。やはり複数者あると、この案がいいねというのをなかなか言いにくいところがありますよね。審査会がどこになるか分かりませんが、その辺の、いい提案を引き出しつつ、かつ、各自の独自性も維持しつつというのはどうやってやるんだろかなみたいなところがあって、創造的な協議という、こういう事業コンペ型の難しさというのを感じています。その辺はどんな感じなのかというのをお聞きしたいと思いました。

(IR推進課)

事業の進め方としては、今おっしゃっていただいたとおりコンペというか、複数者から附属機関による選定委員会という形で最終的に選ぶことになります。実施方針という形で横浜市の求めるものというのを出していく中の一つとしてこれが出ていくわけなのですが、当然、こちらの解釈ですとかそういうところは、実施方針を出したところから実際の案が出てくるまでの間にやり取りがありますので、まずはそういったところを活用してこちらの意図を明確に伝えていくことが大事かと思っております。実際に案が出てきてからになりますと、選定の過程に入っていきますので、複数者から1者ということになります。1者に絞られた後、その事業者と区域整備計画ということで、横浜市と共同で具体的な計画をつくっていく過程になりますので、その際にも、細部にわたって都市美対策審議会でもご議論いただきながら案をつくっていくといった、段階を踏んだ協議になってくると考えております。

(国吉委員)

その附属機関が審査するという際に、今お話しいただいたような、事業者に指し示した横浜市としてのコンセプトみたいなものは、附属機関の審査をされる方にもちゃんと伝えるわけですね。ヒアリングか何かのときに、こういったコンセプトはどういうふうに解釈して、どういうふうに組み立てたかという問いかけを行うわけですか。せっかく出されたこういうものがきちんと解釈されて、これを全部入れ込めばいいというのではなくて、それを独自に組み立てて、提案としては別のものになってもいいと思うのです。だから、よりこちらのほうが、横浜全体としては自分たちのプロジェクトとしていいと考えたという説得力のあるものが出れば、それはそれでいいと思うのです。そういう柔軟性と、ちゃんと踏まえて検討してあるかどうかとかその辺が、事務局が対応するところと、附属機関が対応するときまで一貫してつながって、その後の事務局がフォローするところまでつながっていくようにできるかどうかというのが一番大事ななと思いました。その辺をお聞きしたかったわけです。

(IR推進課)

先ほど委員からもご意見ありましたように、実際のプランとして提案があった段階で、事業者としてこの景観デザインのアイディアをどう咀嚼して、どう解釈して、どのようにデザインに活かしていったかということが、ストーリー性を持って分かるような提案のされ方の工夫といえますか、そういったところは求めていきたいと思っております。

(IR推進課)

ちょっと補足させていただきます。今までの多くの質問は、このデザインノートの内容を良とした場合に、それが正しく先方に伝わって、はたまたそれをさらに超えるような魅力ある提案がきちんと出してもらえるように、どういうふうに対応していくのかということかと思っております。まず、募集を開始します。それから、提案書を出してもらうまでに期間があります。その期間の間に、工事などでもそうですが、質問・回答みたいなやり取りが一般的にはありますね。これも同様でして、競争的対話といいますけれども、対話をするようになります。これはどういうことであろうかと。その機会には、こういったコンセプトについても、景観デザインのことは重要な要素になりますので、当然やり取りがあると思います。その中で、我々事務局の能力にゆだねていただく部分になると思います

が、我々がこのコンセプトの内容をまずしっかり伝えて、事業者が設計をやっていくときに、より高い魅力のある提案をしていただくように誘導してくというのが一つです。その後、提案書を出していただいた後は、附属機関の中で審査していただくことになります。ですから、今度は事業者の方に、そのときにはもう提案書が出されていますから、事業者の方には非常に魅力的ある提案書を出していただく。その次は、やはり審査会の中で、当然建築等の分野の先生にも加わっていただくことになるとと思いますが、審査の先生の方々に今回の中身をしっかり理解して共有していただくということが大事かと思えます。その中で、最終的に事業者が1者に絞られますので、実際の提案をさらに具体化していく作業になってまいります。その際には、この審議会にもかけさせていただくようなことになるとと思いますが、そこはまさに第1の協議の中でさらに細部を詰めて、よりよいプランにしていくと、そういったような流れになっていくと考えています。

(国吉委員)

分かりました。多分、評価というのは事業の内容、どういう施設のどういう組合せで入るかとか、そちらも結構ウエートが高くなってきて、必ずしも空間デザインだけではない、総合評価みたいな、どういうふうになってくるかということなのですが、そうしたときに、空間的には少し劣るけれども、事業性からして横浜としてはこれは大歓迎だというようなことで、比較したときにそちらが採用される可能性が高くなってくると思うのです。その中で多少空間的なところでは課題があるといったときに、その辺の修正はできるような、協議していくようなことができるシステムになっているかどうか。それから、先ほどのいろいろな委員の意見の中で、これが成り立つことによって、これが他のインナーハーバー地区へどういう効果的な波及効果があるかみたいなことも含めて、評価基準の中に入れてとか、それは分からないところはあると思うのです。あまり決めつけられない。他の地権者がたくさんいらっしゃる所にいきなりランドデザインをぽんと出すというわけにはいかないのですが、ただ、これによって他もうまく回転していく可能性を持つというのも一つの課題ではないかと思うのです。その辺の期待感みたいなものに応えられているかどうかみたいなものも評価基準に入れてとか、そういうのも欲しい感じがしました。後のほうは個人的な意見ですが、

(西村会長)

ありがとうございます。我々が都市美対策審議会として言えるのは、これを出すところまで、あとはきちんと選んでくれと言うしかないので、ただ、ここまでの経緯を見ていると、そもそもIRに手を挙げるということが割と急だったものですから、非常に慌ててこれをつくったわけですね。本当に短い時間でつくられたという意味では、物すごいエネルギーが込められたという感じはします。恐らく全ての写真の著作権もクリアしたようなものになっているわけなので、ここまですべてを本当に1年未満、もう3月にはできていたわけですから、昨年度の仕事なので、ある意味都市デザイン室がやらないといけない仕事はかなりのエネルギーをかけてやられたと。ただ、それが本当にうまく使われて、選ばれて、もしくは今、国吉委員からあったように、その後のネゴシエーションの過程でいいものになっていくかどうかというのは我々の手を離れるかもしれないので、それはもうIRの事業課にかかっていると思います。少なくとも景観の側はここまでやって、多分ほかの国内のところでこういうものが出ているところというのは、そうないのではないかと思うのです。その意味では、非常に重要なことで、ハードルを上げているということがきちんと事業者にも伝わって、いいものが出てくるということに、ぜひとも事前の協議の中でプレッシャーをかけていただいて、そのクオリティーがないと横浜としても受けられないということが向こうにも伝わるような、そういう事前の協議をぜひ続けていただきたいと審議会としても思います。そこが恐らく皆さん、今後これをどう使うかというところにかかっていると思いますので、これが進むのであればそういうことをお願いしたいと思えます。

(福岡委員)

ちょっと余計なお世話かもしれませんが、私は海外でずっと仕事をしていたので、これをやるときに、事業者は日本に代理の日本人を立てます。海外、例えば本体はパッケージ化されたカジノとか、IRリゾートという、もう既にこれぐらいの大きさで、これぐらいの事業規模で、こういうものを建てたいというのが大体決まっているのです。あとはどこに置かみたいなの。そういうのをやらせないためにも、これを英語で訳したときに、さっきのコンセプトも僕は訳したらどうなるかなといろいろ考えていたのですが、やはりちょっと分かりにくいのです。それはそういった人材でしのごのか、もう少しこれを英語で強い言葉で、もうちょっと短くてもいいのですが、伝えられるようなものとかにしないと。代理者が日本の企業ということもあるかもしれませんが、その辺で伝わることと伝わらないことが出てくると、これだけのボリュームのものをつくっていただいてももったいないことになっ

てしまうので、この会議の話とは逸脱してしまっているのですけれども、多分そこは気をつけたほうがいいかなと思います。

あとは、体制として、僕は国際園芸博覧会の委員会にも関わっているのですが、どうしても園芸博の委員会の中だけで物事を解決しようとして、割と庁内で情報共有できていなかったりするので、いろいろなことがあったときにオープンにそれを実行できるような体制も整えていったほうがいいです。どうしてもその中だけ、園芸博の対応の室だけで議論するみたいなことがよくあって、ほかの部署の人に聞いても意外と知らなかったりということが結構あるのです。IRと園芸博というのは二大看板だと思うのですが、進め方とか体制というところもいろいろ、国際化という、今日、都市デの世界銀行のアピールの話はすばらしいなと思って、僕は世銀の担当者の方も知っているのですが、どうやってそれを海外に伝えていくかというのは、これから横浜の都市デザイン行政にとっても大事だと思いますので、その辺は準備しておいたほうがいいかなと思いました。ちょっと余計なコメントですが、以上です。

(西村会長)

ありがとうございます。期待も込めた忠告ということだと思います。よろしいでしょうか。それでは、最後ぐらいでいいですか。

(野原委員)

これは確定ですか。

(西村会長)

どういう位置づけですか。

(梶山書記)

一応この審議会の議論としては、こういった形でまとめさせていただいたということをして今日報告させていただいたので、基本的には確定版ということで考えておりますが、実際に事業者に出ていくタイミングとしてはまだこの先で、今のところは内部で検討しているものという状況にはなっておりません。

(野原委員)

若干遅いかもかもしれませんが、今の福岡委員の話に非常に近いと思うのですが、やはりクリエイティブがコンセプトだとすると、コンセプトの4つの言葉を見て、こういうことを考えなければいけないと誘導されなければいけないと思うのです。この4つのコンセプトは、多分どんな案を出してきても否定はできないというか、全部大体こうなってしまう。要はこの言葉で動かす、何ていいますか、エンファーズメントされていくようなところに言葉としてうまくできるといいなと思うのです。なので、先ほどの福岡委員のもう少し直接的な表現というか、例えば長く愛されるというのも、100年生かされるとかいうと、そこを考えながら動かされるみたいなものが多分あると思うのです。具体的にこうしろとは言えないのですが、言葉遣いをうまくすることによって、これを見ながら、これをきっかけに、トリガーにしてプロジェクトをもうちょっと考えるという言葉になるといいなと思いました。その辺、ちょっと工夫していただけるといいかなと思いました。

(西村会長)

ありがとうございます。まだ工夫の余地が残っているということですね。いろいろインプットをいただきました。そこも含めて、今後検討していただきたいと思います。

(西村会長)

それでは、全体として今日の議事内容について事務局から確認をお願いします。

(梶山書記)

本日は3件のご報告をさせていただきました。まず、議事1につきましては代理者の指名ということで、こちらについては案のとおり確認をしていただきました。

議事2、各部会の報告について、概要の報告と部会長から追加でご説明をしていただきましたので、そちらに対する質疑をさせていただきました。

議事3についても、デザインの広報ということで報告させていただきました。

今日出たご意見については、今後審議があるものも引き続きございますので、そちらに反映させていただいて審議を進めていきたいと思っております。

本日の審議会の議事録についてですが、あらかじめ指定した者の確認を得た上でそれを閲覧に供することとなっております。本日の議事録は、会長の確認を頂き、閲覧に供することとさせていただきます。

	<p>(西村会長)</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、次回の審議会の日程等について、事務局から何か連絡があればと思います。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>次回の予定は、別途日程調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、座席表、審議会委員名簿、第127回議事録 【議事1】 ・ 資料1 : 横浜市都市美対策審議会 代理者の指名について (報告) 【議事2】 ・ 資料2-1 : 第127回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況 (一覧) ・ 資料2-2 : 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について ・ 資料2景-1 : 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告の活用範囲の拡大について ・ 資料2景-2 : 横浜マリントワー工事期間中の空間演出について ・ 資料2景-3 : 景観形成の計画 (中景) ・ 資料2景-4 : 52・53・54街区の群造形のありかた ・ 資料2景-5 : 連節バスを活用した「高度化バスシステム」の広告付きバス停上屋の設置について ・ 資料2景-6 : 屋外広告物について ・ 資料2景-7 : 広場と地域貢献機能による活動の誘発 ・ 資料2景-8 : 景観形成の考え方 ・ 資料2景-9 : 左翼棟エントランスの懸垂幕 設置位置と施工方法 ・ 資料2景-10 : 北仲通北再開発等促進地区 地区計画変更に伴う景観形成の考え方について ・ 資料2景-11 : 計画概要 ・ 資料2政-1 : 現市庁舎街区の事業予定者決定について ・ 資料2政-2 : 景観制度の見直し検討について ・ 資料2政-3 : 創造的イルミネーション事業 令和元年度の実験イベント実施結果 (速報) ・ 資料2表-1 : 第10回 横浜・人・まち・デザイン賞 ・ 資料2-3 : 横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について<非公開案件> ・ 資料2政-4 : 魅力ある都市景観の形成について 【議事3】 ・ 資料3 : 都市デザインの広報について
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議事録については、会長が確認する。 ・ 次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。